

共に歩んでいく思いやりのまち 泉南市認知症条例

～解説編～



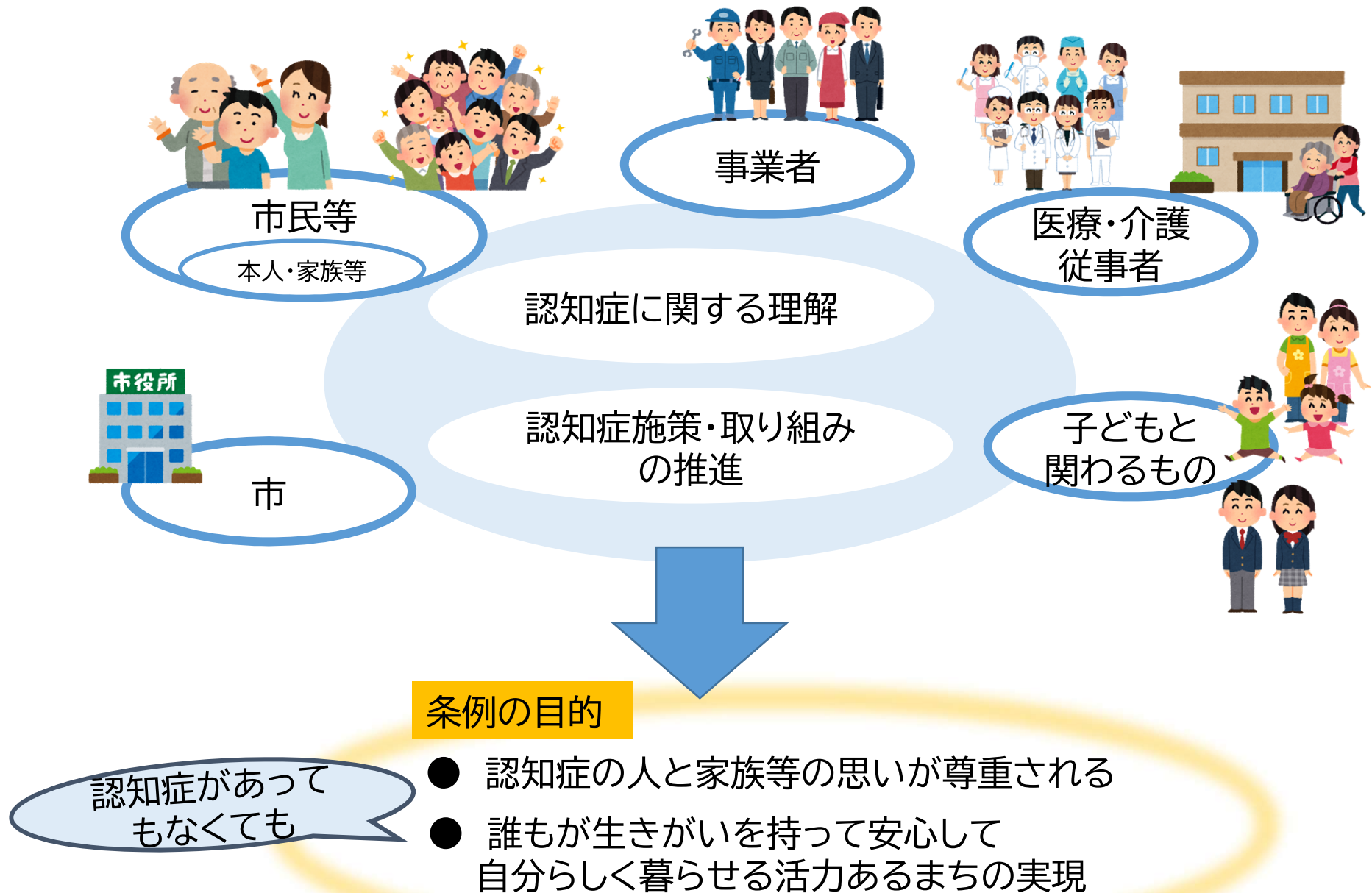
福祉保険部 長寿社会推進課



目次

1. 条例の全体像
2. 基本理念
 - I. 認知症について正しい知識を持つ
 - II. 本人・家族の声を聴き、取り入れる
3. 市の責務
4. 市民の役割
5. 事業者の役割
6. 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割
7. 子どもと関わる者の役割
8. 地域の連携・協働

1.条例の全体像



2- I .認知症について正しい知識を持つ①

市民等

市の認知症サポーター養成講座や
ステップアップ講座を受講する等



企業

企業内研修を
実施する等



学校等

子どもや保護者等への
普及啓発を認知症
キャラバン・メイトと
連携して行う等



←
保護者向け

医療・介護従事者

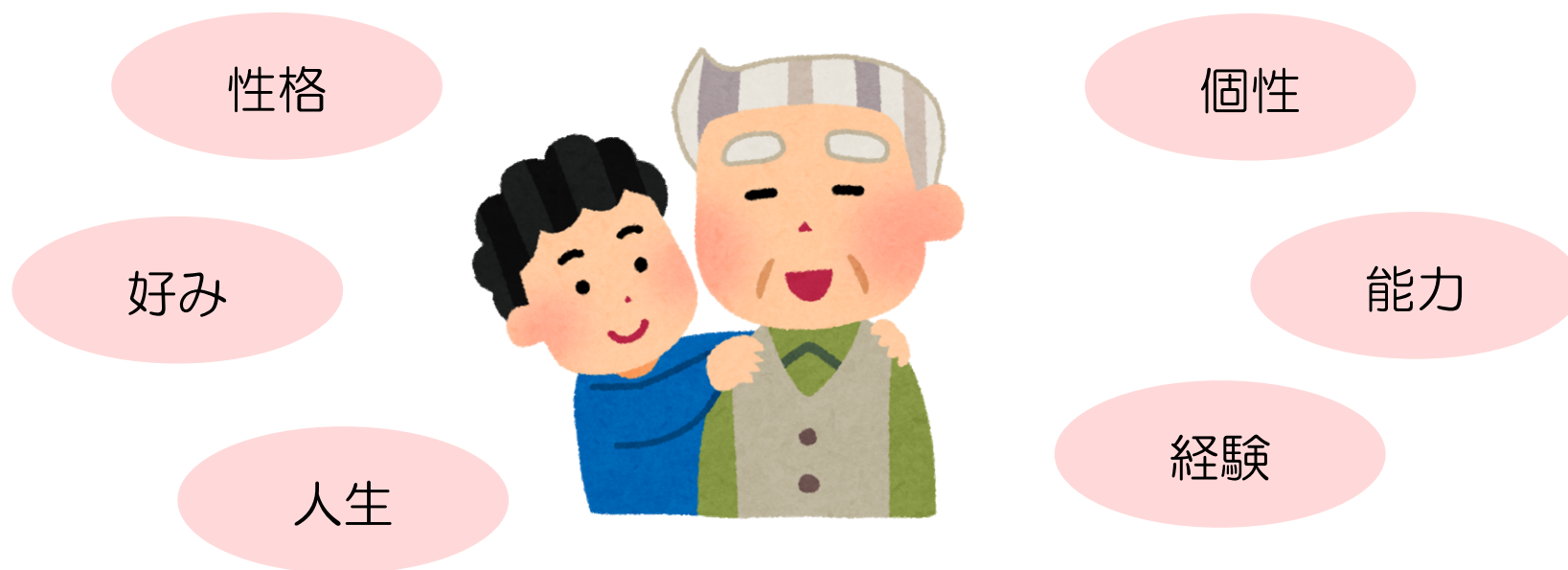
より適切な支援方法の習得、認知症
キャラバン・メイト活動への参画等



2- I .認知症について正しい知識を持つ②

「認知症」そのものに対して理解するだけでなく…

認知症のある「本人」その人についての理解を深めることが大切◎



2- I .認知症について正しい知識を持つ③

正しい理解が広がると…

市民等

- 認知症をオープンにしやすい地域になる
- 自分や身近な人の違和感に気付いたとき、早めに対応できる

企業

- 認知症があっても安心して利用できるお店・サービスが増える
- お店にとっても常連さんにずっと通ってもらえる

学校等

- 子どもの頃から「思いやりの気持ち」を持って人と接することができる
- 教員・保護者等への啓発にもつながる

医療・介護従事者

- 適切な支援を行うことによって、本人が穏やかに暮らすことができる
- 地域の住民とともに本人を支える一員であるという意識が醸成される



認知症の人を含む、地域社会の一人ひとりの思いが大切にされる

認知症があっても、その人の個性や能力を発揮して、自分らしく生きられる

2-Ⅱ.本人・家族の声を聴き、取り入れる

本人にとっての、暮らしていく上での障壁



本人と一緒に考え、取り除く

(例) ゆっくりレジができる

本来はできることであっても、急かされることによってその能力が発揮できないことがある。



本人・家族の声を聴いて、施策に反映(市)

「支援する側・される側」という関係性ではなく、
認知症のある人も地域社会の一員として、まちづくりに関わる



市の認知症施策やその他の認知症に関する取組は、
本人の尊厳が保持され、本人及び家族の視点に立ったものであること

3.市の責務

(1)
本人・家族の生活の困りごとや、
希望・思いを把握して事業に反映
する

(2)
相談窓口の設置・普及

(3)
行政部署間の横断的な連携・協働

(4)
学校等と連携し子どもへの啓発
を行う

(5)
総合的・計画的に認知症施策を実施し、持続的、発展的に推進

4.市民の役割

(1)
認知症に関する知識と本人への
理解を深める

(2)
認知症を身近なこと、自分事とし
て考える

(3)
本人が孤立しない地域づくり

(4)
認知症のある人にとってよりよ
いまちづくりのために、行政や地
域社会に向けて、希望や思いを
伝える等

5.事業者の役割

(1)

従業員が認知症の理解を深めることで本人にとって望ましい配慮ができる

(2)

本人と対話し障壁を取り除く

(3)

従業員、またはその家族が認知症の場合に、仕事を続けられるよう配慮

(4)

(1)～(3)については必要に応じて、市の相談窓口や、医療・介護の専門職に助言を求める

65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と言います

6.保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割①

(1)
適切な支援方法の習得

(2)
本人の意向及び本人の最善の利益を尊重した支援を行う

(3)
市民や事業者からの相談に応じる。関係機関と連携する。

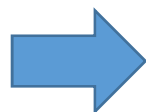
(4)
国、府、市の認知症施策への協力

6.保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割②

本人の意向及び本人の最善の利益を尊重した支援を行う

現状

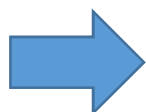
医療や介護の選択において、家族の意向が重視されがち



まずは、本人の意向を尊重

本人と家族等の思いが異なる場合もあります。
地域の中でそれらの思いを受け止め、支え合うことが必要。
家族の思いも尊重されていく必要があります。

本人の判断力が大きく低下している場合でも…



意思決定の原則を守り、第三者の価値観で決めることなく、
本人の意向・感情・価値観を最大限尊重した支援を行う

意思決定の原則

- 本人の意思の尊重
- 本人の意思決定能力への配慮
- 早期からの継続的支援

ただし、本人の生命や
身体的安全確保が優先

7.子どもと関わる者の役割①

この条例において、「子どもと関わる者」とは…

学校等の他にも、登下校時に旗持ちをする人、学童で働く人、習い事の先生など、日常生活で子どもを見守るあらゆる人を含む。

学校等…幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体(第2条)



(1)

認知症の人を家族等にもつ子どもが孤立しないように、

- 個別に必要な支援を受けられるよう情報提供
- 必要な支援につなぐ窓口を紹介等するよう努める



7.子どもと関わる者の役割②

(2)

うち、市の認知症施策関係者、学校等は…さらに下記の役割

子どもと高齢者の交流機会創出

認知症に関する理解を深める機会創出



子ども、本人、市民が協働する機会に繋げる

「協働する機会」…

(例)

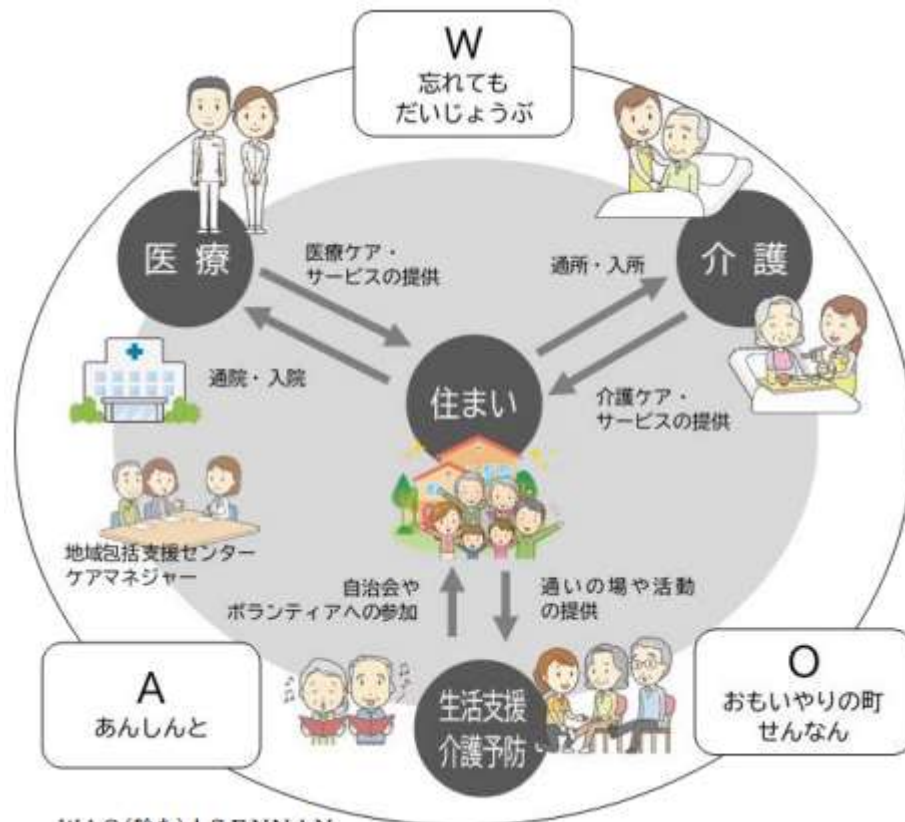
- 認知症カフェに招待
- チームオレンジ等の活動に参加
- 認知症に関するイベントで、
認知症について学んだ成果の発表
- キャラバンメイトとともにオレンジ色
のマリーゴールドを育てる
等の取り組みを想定



オレンジ色は
認知症啓発の
シンボルカラー

8.地域の連携・協働①

本人、家族が必要とする支援を地域で連携して行う



WAO(輪を)! SENNAN
出典: 泉南市第9期地域包括ケア計画

チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとに対して、できる範囲で支援を行うボランティア。
泉南市ではチームオレンジとして活動可能な方を「WAOパートナー」と呼び、現在は主に住民主体の認知症カフェの立ち上げ・運営を実施。

写真は、泉南市で最初に立ち上がった住民主体の認知症カフェ「やわらぎカフェ・浜」。その後、楠台、サングリーンでも立ち上げ。



一方で、心配しすぎたり、先回りするような行動によって、却って不安にさせてしまわないように配慮することも必要

8.地域の連携・協働②

認知症のこと・本人への理解について、繰り返し学び直すことができる地域

認知症サポーター
養成講座

(年4回開催。何度
でも受講可能)

認知症サポーター
ステップアップ講座

(年1回2月～3月に
開催。全4回を修了)

チームオレンジ

・「WAOパートナー」に登録
・認知症カフェでの活動等

さらに学びたい方

活動したい方

..... 他にもこんな学び直し

サポーター
養成講座



サポーター
養成講座



子どもの頃に受けたことがある！

自宅



認知症カフェ



「本人らしさ」との出会い直し・学び直しになった

8.地域の連携・協働③

本人の意欲及び経験を尊重するとともに、本人が個性及び能力を発揮し、自らの経験を次世代に伝え、新たな人と人とのつながりを生み出す地域

自らの経験…認知症のことに限らず、これまでの人生経験、仕事の経験等も

本人ができること・やりたいことをして生き生きと暮らす

その姿や経験を次世代に伝える

人と人のつながりが生まれる

認知症になっても自分らしく生きることが当たり前だという意識が広がる

地域全体が共に歩いていく思いやりのまち

「共に歩んでいく思いやりのまち 泉南市認知症条例」

「共に」…

認知症の人を含む全世代の一人一人が、支援する側・支援を受ける側の垣根を超えて、共生社会のまちづくりの一員として地域の中でつながり、支え合う

「歩んでいく」…

20年後、30年後の未来を見据えて、本人の思いや声を取り入れながら様々な施策や取組みを継続的・発展的に推進していく

「思いやりのまち」…

思いやりの気持ちを持って取組みを進め、その過程で生きがいや安心、安全、信頼などを感じることができるようなまちづくり

ご清聴ありがとうございました。

